介護予防ケアマネジメント費

対象者は、事業対象者・要支援1・2要介護1・2・3・4・5とする。

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算
イ　介護予防ケアマネジメント費（1月につき）　442単位	ー1／100	ー1／100

ロ　初回加算　（1月につき　＋300単位）

ハ　委託連携加算 （＋300単位）

ニ　介護職員等処遇改善加算　（1月につき　＋所定単位×21／1000）	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

※　単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。